

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市先端産業創出支援制度「イノベート川崎」の改正
について

資料1 川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）
の概要と実績について

資料2 川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）
の改正について

経 済 労 働 局

平成27年2月10日

(1) 制度概要

①基本的な方針

- ・川崎臨海部において、人類共通の課題解決と国際貢献に資する環境、エネルギー及びライフサイエンス分野における先端産業の創出と集積の促進
- ・本市経済の牽引役としての役割を担っている川崎臨海部の再生を確かなものにするにより、市内産業の活性化及び雇用の創出に対する先導的な役割を果たす

②対 象

環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者

③地 域

- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(殿町区域)
- ・都市再生緊急整備地域（浜川崎駅周辺地域）

④適用要件

(最低投資額)

- 大企業 50億円
- 中小企業等 5億円（市内中小企業等2億円）

(雇用条件)

- 大企業 50人以上（常用雇用者）
- 中小企業等 10人以上（常用雇用者）

⑤支援内容

(助成対象経費)

事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用

(助成率)

- 助成対象経費の10%
- ※ 上限10億円 ※ 3年度以内の分割交付

⑥申請受付期間

平成28年度末まで

(2) これまでの実績

エリーパワー(株)

①認定日

平成21年3月31日

②事業内容

高性能で軽量な蓄電池である大型のリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を組み合わせた電源システム等の量産工場・研究開発拠点を新設する。

③認定助成対象事業費

45億7,460万円

④確定助成対象事業費

43億9,264万円

⑤交付決定額

4億3,926万4千円



公益財団法人 実験動物中央研究所

①認定日

平成22年9月2日

②事業内容

ヒト化マウスや遺伝子改変マーマセット等の最先端実験動物の開発、及びその活用による創薬や開発途上の先端医療の実現を図るための「再生医療・新薬開発センター」を新設する。

③認定助成対象事業費

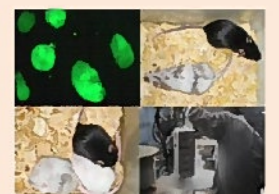
41億2,309万円

④確定助成対象事業費

34億9,965万円

⑤交付決定額

3億4,996万5千円



CYBERDYNE (サイバーダイン)(株)

①認定日

平成27年1月23日

②事業内容

人と機械と情報系の融合複合分野を扱うことを目的として構築された新しい学術分野である「サイバニクス技術」により医療福祉機器及び技術の研究開発から社会実装までを一体的に推進し、生活支援及び重作業支援分野等の新たな産業分野を創出する

「革新的医療産業創出推進拠点（仮称）」を新設する。

③認定助成対象事業費

64億428万円

④交付見込額

約6億4千万円（最大）



2 川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の改正について

(1) 本制度を取り巻く状況

- ① イノベート川崎は、川崎臨海部において先端科学技術分野の産業を誘致・育成し、新たな成長産業の拠点形成を目的に、制度を運営してきた。
- ② 対象区域の一つであるキングスカイフロントにおいては、ここ数年で、UR都市機構が所有していた土地の約8割に企業等の進出が決定し、多くの企業、研究機関等にも注目されるようになってきた。
- ③ その結果として、キングスカイフロントにおいては、ジョンソン&ジョンソンや、富士フィルムRIファーマなどが進出し、それ以外の地域でも東芝スマートCセンター(幸区堀川町)、キャノン(幸区大宮町)、日本電産(幸区新川崎)、ユニキャリア(同)などの大企業の進出が相次いでいる。

(2) 見直しの考え方

- ① グローバル企業、中核となる研究機関の集積が図られてきたことから、次世代技術や最先端技術の開発に取り組む中小企業等に限定し、助成対象経費についても研究開発機能に関わる経費のみとする。
- ② 地域経済を牽引するという観点から、雇用や市内取引に着眼し、本社を含む場合は助成対象経費を加算する。
- ③ 経費負担の平準化を図るために、助成金交付期間を3年から5年に延長する。

(3) 新旧対照表

現行制度

A 対象事業者

環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者
※中小企業等：中小企業基本法第2条に規定する会社及び個人等
製造業では、従業員数300人以下、もしくは資本金3億円以下

B 対象地域

- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区（殿町区域）
- ・都市再生緊急整備地域（浜川崎駅周辺地域）

C 適用要件

(最低投資額)

大企業 50億円
中小企業等 5億円（市内中小企業等2億円）

(雇用条件)

大企業 50人以上（常用雇用者）
中小企業等 10人以上（常用雇用者）

D 支援内容

(助成対象経費)

事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用（賃貸借及びリース含む）

(助成率)

助成対象経費の10%
上限10億円 ※3年度以内の分割交付

E 申請受付期間

平成28年度末まで

改正案

A 対象事業者

環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者
~~中小企業等~~
※中小企業等：中小企業基本法第2条に規定する会社及び個人等
製造業では、従業員数300人以下、もしくは資本金3億円以下

B 対象地域

- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区（殿町区域）
- ・都市再生緊急整備地域（浜川崎駅周辺地域）

C 適用要件

(最低投資額)

~~大企業 50億円~~
中小企業等 5億円（市内中小企業等2億円）

(雇用条件)

~~大企業 50人以上（常用雇用者）~~
中小企業等 10人以上（常用雇用者）

D 支援内容

(助成対象経費)

本社を含む事業所の新設にあたっては、土地、建物、設備の取得等に要する費用（賃貸借及びリース含む）

上記以外の事業所の新設にあたっては、土地、建物、設備の取得等に要する費用（賃貸借及びリース含む）のうち、**研究開発機能に関わる部分**

(助成率)

助成対象経費の10%
上限10億円 ※**5年度以内**の分割交付

E 申請受付期間

平成28年度末まで

(4) 見直しスケジュール

平成27年2月	助成金交付要綱等の改正事務
平成27年3月	制度周知
平成27年4月	制度運用開始